

■ 4条1項11号

不服 2018-10955

<本願商標>

「癒しのタルト」(標準文字)

第30類「タルト」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「いやしの」(標準文字)

第30類「コーヒー及びココア，コーヒー豆，茶，調味料，香辛料，食品香料（精油のものを除く。），米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン，穀物の加工品，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，菓子及びパン，即席菓子のもと，アイスクリームのもと，シャーベットのもと，アーモンドペースト，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，氷，アイスクリーム用凝固剤，家庭用食肉軟化剤，ホイップクリーム用安定剤，酒かす」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、・・・、「癒しのタルト」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「癒し」の文字は、「いやすこと。治癒。」の意味を有する語として、「タルト」の文字は、「パイ生地またはビスケット生地を型に入れて焼き、クリームや果物をのせた菓子。」の意味を有する語として、いずれも一般によく知られた語であるから、本願商標を構成する「癒しのタルト」の文字は、両語を格助詞「の」をもって結合したものとして看取、理解される¹とはいい得るものの、その構成全体をもって、熟語的な関連性があるものとして認識されるとまではいい難い。

また、本願商標の構成中、「癒しの」の文字は、上記意味を有する語であるものの、本願の指定商品「タルト」との関係においては、商品の品質などを表したものとして認識されることはなく、商品の出所識別標識としての機能を発揮し得るものである一方、「タルト」の

文字は、その指定商品との関係においては、商品の普通名称と把握され、出所識別標識としての機能を発揮し得ないものであるから、本願商標にあっては、その構成中の「癒しの」の文字が、需要者に対し、強く支配的な印象を与えるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、「癒しの」の文字と「タルト」の文字とを分離して観察することが、取引上、不自然であると思われるほどに不可分的に結合しているものとはいえない上、その構成中の「癒しの」の文字が、商品の出所識別標識として、需要者に対し、強く支配的な印象を与えるものといえるから、当該文字を要部として抽出し、これと引用商標とを比較して、商標そのものの類否を判断することが許されるものというべきである。

してみれば、本願商標は、その構成全体から「イヤシノタルト」の称呼を生じるほか、その構成中の要部たる「癒しの」の文字から「イヤシノ」の称呼を生じ、「いやすことについての。治癒という。」といった観念を生じるものである。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、「いやしの」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、その構成全体をもって特定の意味を有する単語などとして知られているものとはいえない一方、その構成中の「いやし」の文字についてみれば、その称呼と同音の「癒し」の文字が、上述のとおり、「いやすこと。治癒。」の意味を有する語として一般に広く知られていることから、当該「いやし」の文字について、需要者が「癒し」の文字を想起し、それを平仮名表記したものとして看取、理解する場合も少なくないとみるのが相当である。

そうすると、引用商標は、「癒し」の文字を平仮名表記してなる「いやし」の文字と格助詞「の」の文字とを結合してなるものとして認識され得るといえる。

してみれば、引用商標は、その構成全体から「イヤシノ」の称呼を生じ、「いやすことについての。治癒という。」といった観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標は、上記(1)のとおり、「癒しのタルト」の文字を標準文字で表してなるものであり、その指定商品との関係においては、その構成中の「癒しの」の文字が要部たり得るものであって、当該文字に相応する「イヤシノ」の称呼を生じ、「いやすことについての。治癒という。」といった観念を生じるものである一方、引用商標は、上記(2)のとおり、「いやしの」の文字を標準文字で表してなり、その構成全体から「イヤシノ」の称呼を生じ、「いやすことについての。治癒という。」といった観念を生じるものである。

そうすると、本願商標の要部である「癒しの」と引用商標との比較においては、両者は、「イヤシノ」の称呼及び「いやすことについての。治癒という。」といった観念を同じくするものである上、外観においても、漢字の有無という差異はあるものの、いずれも標準文字で表してなるものであって、その差異が視覚的にさほど強く印象付けられるとはいい難く、両者の類否に大きく影響を及ぼすものともいえないことからすれば、これらを総合勘案するときは、両者は、相紛れるおそれがあるというべきである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのある類似の商標である。

(※中略)

(5) 請求人の主張について

請求人は、本願商標について、標準文字で一連一体に構成されているものであること、また、その構成中の「癒しの」の文字がいかなる「タルト」であるかを認識させるものであり、構成全体として「心や体が癒されるタルト」という観念を生じるものであることから、「タルト」の文字を省略して「癒しの」の文字のみから称呼、観念を生じることはあり得ない旨主張する。

しかしながら、本願商標が、標準文字により、「癒しのタルト」の文字を同じ書体及び大きさで、等間隔に表してなるものであるとしても、本願の指定商品との関係においては、「癒しの」の文字と「タルト」の文字とを分離して観察することが、取引上、不自然であると思われるほどに不可分的に結合しているとはいえない上、その構成中、「癒しの」の文字が、自他商品の識別標識として、需要者に対し、強く支配的な印象を与えるものであって、当該文字を要部として抽出し、これと引用商標とを比較して、商標そのものの類否を判断することが許されるといえることは、上記(1)のとおりである。

(※中略)

したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(6) まとめ

以上によれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定商品も引用商標の指定商品と同一又は類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「癒しのタルト」と、引用商標「いやしの」は、『本願商標の要部である「癒しの」と引用商標との比較において、両者は、「イヤシノ」の称呼及び「いやすことについての。治癒という。」といった観念を同じくするものである上、外観においても、漢字の有無という差異はあるものの、いずれも標準文字で表してなるものであって、その差異が視覚的にさほど強く印象付けられるとはいえず、両者の類否に大きく影響を及ぼすものともいえないことからすれば、これらを総合勘案するときは、両者は、相紛れるおそれがあるというべき』として、類似の商標と判断されました。

まず気になるのは、本願商標「癒しのタルト」を構成する「癒しの」が要部とされている点です。審決では、「癒しの」の文字が、本願の指定商品「タルト」との関係において、商品の品質などを表したものであるとして認識されることはないといわれています。しかし、たとえば、インターネットで「癒しのアイス」とか「癒しのケーキ」とか「癒しのクッキー」を検索すれば大量にヒットしますし、これらの「癒しの」が、「心が安らぐ」、「ストレスが軽くなる」などといった意味合いで使われているのはあきらかです。

そうすると、指定商品である「タルト」との関係においても、この「癒しの」の文字は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないとまではいえないものの、それほど強い識別力を発揮するとも言えませんから、「癒しの」の部分のみに注目して商品の出所を認識するとは考え難いように思われます。

そうであれば、全体から想起し得る意味合いからしても、また、格助詞をともなう構成からしても、「癒しのタルト」という一体不可分の商標と考えるのが自然ではないでしょうか。

商標審査基準に基づく原則的な考え方によれば、当然の結論となるものではあります。最近の審決での判断ということを検討すると、本件は積然としないものがあります。個人的には、請求人の主張に賛同します。

なお、本事件とは若干異なりますが、不服 2015-9630 では、本願商標「和の菓子」（※「和」の漢字の上に、「なごみ」の平仮名あり）と引用商標「なごみ」の類否が争われたところ、上述と同様の理由により「和の菓子」の一体不可分性が認められた結果、両商標は非類似と判断されています。

（弁理士 永露 祥生）

< 2019年11月8日 >